

# 了鳥取県公報

平成17年10月18日(火) 号外第159号

每週火:金曜日発行

#### 次 目

条	例	鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
		(76) (福祉保健課)	5	
		鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (77) (県民生活課)	10	
		米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を		
		改正する条例 (78) (景観まちづくり課)	11	
		風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (79) (")	13	
		鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (80) (公園自然課)	14	
		鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
		(81) ( " )	20	

=公布された条例のあらまし━━

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人、社会福祉法人等へ県が管理委託している公の施設 については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に管理委託している福祉人材研修センターについて、指定 管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 福祉人材研修センターの管理は、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることをその本来 の目的とする団体であって、社会福祉にかかわる人材の育成を幅広く行うことのできる団体に行わせる ことが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要 があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者 (法人その他の団体であって当該普通地方 公共団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

福祉人材研修センター...社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理 解と参加の促進を図るため、鳥取市に設置

## 2 条例の概要

福祉人材研修センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者に	福祉人材研修センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指
よる管理	定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(社会福祉法人鳥取県社会福
選定の特例	祉協議会を予定)
(3) 指定管理者の	3年間
管理の期間	

(4)	開館時間及び	指定管理者が知事の承認を得て定める。
休館日		
(5)	利用許可	福祉人材研修センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けな
		ければならない。
(6)	行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を
		命ずることができる。
(7)	措置命令	指定管理者は、福祉人材研修センターの適正な管理を図るため、利用者に対
		し、必要な措置を命ずることができる。
(8)	料金	福祉人材研修センターの利用料金は、別に定めるところにより、指定管理
		者にその収入として収受させる。
		の場合において、指定管理者は、福祉人材研修センターの利用について、
		あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9)	料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、福祉人材研
		修センターの利用料金を減免しなければならない。
(10)	施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日
		から施行する。
(11)	経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行う
		ことができる。
		所要の経過措置を講じる。

#### 鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

日本道路公団が平成17年9月30日限りで廃止されることに伴い、鳥取県交通安全対策会議の特別委員の 任命に関する規定を整備する。

#### 2 条例の概要

(1) 鳥取県交通安全対策会議の特別委員は、交通安全対策基本法施行令に規定する公共的機関の役員又 は職員(現行 西日本旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機 関の役員又は職員)のうちから、知事が任命する。

鳥取県交通安全対策会議…交通安全対策基本法第16条の規定に基づき、各都道府県に設置される附属 機関で、都道府県交通安全計画を作成し、その実施を推進する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

米子駅前通り土地区画整理事業において、再換地処分を実施するため、当該事業の実施に必要な土地区 画整理審議会を設置する。

#### 2 条例の概要

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)を次のとおり設置 する。

	(1)	審議会委員の	10人 (うち選挙で選出する委員8人、学識経験者委員2人)	
定数		女		
	(2)	学識経験者委	土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する。	

(3) 委員の任期	2年
(4) 予備委員	審議会に、予備委員を置く。
	予備委員は、選挙で選出する委員について、施行地区内の宅地の所有者か
	ら選出する委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選出す
	る委員ごとに置く。
	予備委員の数は、 の区分ごとに選挙すべき委員の数の半数以内とする。
(5) 立候補制	選挙で選出する委員は、候補者のうちから選挙する。
(6) 委員又は予備	選挙すべき委員の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。
委員の必要得票数	
(7) 予備委員から	委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充す
の補充	<b>వ</b> .
(8) 委員の補欠選	施行地区内の宅地の所有者から選出する委員及び施行地区内の宅地について
挙	借地権を有する者から選出する委員ごとの委員の欠員がそれぞれの定数の3分
	の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、補欠選挙を行
	う。
(9) 施行期日	公布の日とする。

#### <参考:選挙で選出する委員の定数について>

選挙で選出する委員の定数のうち、施行地区内の宅地の所有者から選出する委員及び施行地区内の宅地 について借地権を有する者から選出する委員それぞれの定数については、土地区画整理法の規定により、 それぞれの選挙権を有する者の総数の割合におおむね比例しなければならないこととされている。

それぞれの委員の定数は、土地区画整理法施行令に定めるところにより選挙人名簿が確定した時点で、 それぞれの選挙人の数に比例して定め、公告を行う。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

日本道路公団が平成17年9月30日限りで廃止されることに伴い、風致地区内において建築物等の新築等 を行う場合に知事の許可を要しない公団等から同公団を削除する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例…都市計画法に基づき、都市内の良好な自然的環境を形 成している土地の区域を維持し、都市住民の良好な生活環境を確保するため、面積が10ヘクタール以 上の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事 項を定めている。

地区内の主な建築規制...建ペい率40%、高さ15m以下、壁面後退距離1~2m以上等 県内の風致地区…湊山風致地区のみ (米子市灘町及び祇園町地内)、面積約40ha

## 2 条例の概要

- (1) 風致地区内において建築物等の新築等を行う場合に知事の許可を要しない公団等から日本道路公団 を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県都市公園条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
  - (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平

成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している布勢総合運動公園及び財団法人鳥取県観光事業団 に管理委託している東郷湖羽合臨海公園について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

< 指定管理者制度導入の理由 >

布勢総合運動公園…利用者のニーズに対応した管理運営サービスの向上と、県内のスポーツ・レクリエーション振興の中核的施設として、効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図る。

東郷湖羽合臨海公園…民間の経営能力を活用し、利用者のサービス向上と効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図る。

- (3) 鳥取県の体育振興の中核施設である布勢総合運動公園については、各種競技会の運営及びスポーツ 指導の専門的団体に管理運営を行わせることが望ましいことから、公募によらず、知事がその候補者を 選定する。
- (4) 現在財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に管理委託している鳥取駅前風紋広場については、県の直営とする。

指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する 必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該 普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

#### 2 条例の概要

(1) 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

指定管理者によ	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。) 及び東郷湖羽
る管理	合臨海公園 (引地地区に限る。) (以下「指定管理者管理公園」という。) の施
	設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
指定管理者の選	布勢総合運動公園の指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法
定の特例	人鳥取県体育協会を予定。)
指定管理者の管	3 年間
理の期間	
利用時間及び休	指定管理者が知事の承認を得て定める。
園日	
利用許可	指定管理者管理公園を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなけ
	ればならない。
措置命令等	ア 指定管理者は、指定管理者管理公園の適正な管理を図るため、利用者に対
	し、必要な措置を命ずることができる。
	イ 指定管理者は、条例の規定に違反した者等に対して、利用を拒み、又は退
	去を命ずることができる。
料金	ア 指定管理者管理公園の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者
	にその収入として収受させる。
	イ アの場合において、指定管理者は、指定管理者管理公園の利用について、
	あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、指定管理者
	管理公園の利用料金を減免しなければならない。

- (2) 鳥取駅前風紋広場の管理を財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に管理委託する規定を削除する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(5) は、公布の日から施行する。

(5) 経過措置等

指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平 成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している氷ノ山自然ふれあい館について、民間の経営能 力を活用し、利用者のサービス向上と効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図るため、指定管理者 制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要 があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者 (法人その他の団体であって当該普通地方 公共団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

氷ノ山自然ふれあい館…国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供する とともに、自然を大切にする心をはぐくむため、八頭郡若桜町に設置

# 2 条例の概要

氷ノ山自然ふれあい館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指	旨定管理者に	氷ノ山自然ふれあい館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指
よる管	理	定管理者に行わせる。
(2) 指	(定管理者の	3 年間
管理の	期間	
(3) 開	閉館時間及び	指定管理者が知事の承認を得て定める。
休館日	3	
(4) 行	<b>う為の制限等</b>	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を
		命ずることができる。
(5) 措	置命令	指定管理者は、氷ノ山自然ふれあい館の適正な管理を図るため、利用者に対
		し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 施	5行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(7) は、公布の日
		から施行する。
(7) 経	E過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行う
		ことができる。
		所要の経過措置を講じる。

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第76号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例 (平成13年鳥取県条例第11号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項 (以下「削除条項」という。) を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項 (以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」とい う。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在 しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分 を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67 | 第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67 号。以下「法」という。) 第244条の2第1項の規定 び管理に関する事項について定めることを目的とす る。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、センターに 係る次に掲げる業務を行わせるものとする。
  - (1) センターの施設設備の維持管理に関する業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に 関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務 を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、センター の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(目的)

号) 第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立 に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及 福祉人材研修センターの設置及びその管理に関する 事項について定めることを目的とする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

## (開館時間及び休館日)

- 第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらか じめ知事の承認を得て定める。
- 2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知 事の承認を得て定める。

#### (利用の許可)

- 者の許可を受けなければならない。許可を受けた事 項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」 という。) をしなければならない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
  - (2) センターの施設設備又は展示物をき損し、若 しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められ るとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理 上支障があるものとして規則で定める場合に該当 するとき。
- 3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認 めるときは、利用許可に条件を付することができる。

## (行為の制限等)

- - しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする こと。

#### (利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理 | 第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定 めるところにより、知事の許可を受けなければなら ない。

#### (行為の制限等)

- 第8条 センターにおいては、次の行為をしてはなら 第4条 センターにおいては、次の行為をしてはなら ない。
  - (1) センターの施設設備又は展示物をき損し、若| (1) センターの施設設備又は展示物を損傷し、若 しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする こと。

(2)及び(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行
- それのある者に対しては、センターの利用を拒み、 又はセンターからの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図る │第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必 ため必要があると認めるときは、利用許可を受けた 者 (以下「利用者」という。) に対し、必要な措置 を命ずることができる。

#### (利用許可の取消し)

に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。

(1)~(5) 略

上支障がある行為をし、又はそのおそれのあると き。

## (利用料金)

- 第11条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」│第8条 センターの利用については、別表に定めると という。) は、別に定めるところにより、指定管理 者にその収入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

# (利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て|第9条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。

(2)及び(3) 略

- (4) その他知事が別に定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの ある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセ ンターからの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

要があると認めるときは、第3条の規定による許可 (以下「利用許可」という。) を受けた者 (以下「利 用者」という。) に対し、必要な措置を命ずること ができる。

#### (利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか │ 第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、利用許可を取り消すことがで きる。

(1)~(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理 (6) その他センターの管理上支障がある行為をし、 又はそのおそれのあるとき。

#### (管理の委託)

第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取 県社会福祉協議会に委託する。

#### (使用料の徴収)

ころにより、使用料を徴収する。ただし、県又は社 会福祉法人が利用する場合 (入場料、受講料その他 これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販 売を行う場合を除く。) には、この限りでない。

# (使用料の減免)

めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第13条 略

(規則への委任)

第10条 略

# 別表 (第8条関係)

1 施設使用料

#### (1) ホール使用料

	金	額	
午前の使用料	午後の	使用料	全日の使用料
4,890円		9,780円	15,060円

## 備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時か ら正午までをいい、「午後」とは午後1時 から午後5時までをいい、「全日」とは午 前9時から午後5時までをいう。
- 2 午前0時から午前9時まで又は午後5時 から午後12時までの間に利用する場合の使 用料の額は、午前又は午後の使用料の額を 勘案して知事が別に定める。
- 3 正午から午後1時までの間に利用する場 合 (全日の利用をする場合を除く。) の使 用料の額は、午前又は午後の使用料の額を 勘案して知事が別に定める。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定 める使用料の額に知事が別に定める額を加 算するものとする。

## (2) 研修室等使用料

区分	単 位	金額
中研修室	全室 1 時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,110円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研	全室1時間につき	1,150円
修室	2分の1室1時間につき	580円
第2小研	全室1時間につき	1,150円
修室	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師	1 時間につき	140円
控室		
第2講師	1 時間につき	140円
控室		
ベッド・	1時間につき	1,390円
トイレ実		

習室		
浴室実習	1時間につき	650円
室		
調理実習	1時間につき	1,980円
室		
和室実習	1時間につき	610円
室		
多目的工	1 時間につき	1,260円
作室		
フリース	1日1平方メートルにつ	2 円
ペース	き	

#### 備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若 しくは1時間未満であるとき、又は利用期 間若しくは利用時間に1日未満若しくは1 時間未満の端数があるときは、1日又は1 時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。) 第3条の 規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 鳥取県条例第77号

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例 (昭和45年鳥取県条例第51号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員及び特別委員)	(委員及び特別委員)
第3条 略	第3条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 特別委員は、 <u>交通安全対策基本法施行令(昭和45</u>	4 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、日本道路
年政令第175号)第5条第3号に規定する公共的機	公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機
関の役員又は職員のうちから知事が任命する。	関の役員又は職員のうちから知事が任命する。
5及び6 略	5及び6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

# 鳥取県条例第78号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例 (昭和45年鳥取県条例第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「削除条」という。) を削り、同表の改正後の欄中 条の表示に下線が引かれた条 (以下「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (削除条を除く。以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 土地区画整理審議会 (第7条-第15条)	第3章 <u>削除</u>
第4章~第6章 略	第4章~第6章 略
附則	附則

## 第3章 土地区画整理審議会

#### 第3章 削除

第7条から第15条まで 削除

#### (審議会の名称)

第7条 法第56条第1項の規定による土地区画整理審 議会 (以下「審議会」という。) の名称は、米子境 港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会と する。

#### (委員の定数)

- 第8条 審議会の委員 (以下「委員」という。) の定 数は、10人とする。
- 2 前項に規定する委員のうち、法第58条第1項の規 定により選挙すべき委員の数は8人とし、施行地区 内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。) 及び施行地区内の宅地について借地権を有する者 (以下「借地権者」という。) がそれぞれのうちから 各別に選挙する。
- 3 第1項に規定する委員のうち、次条の規定による 委員の数は、2人とする。

#### (学識経験者委員)

- 第9条 審議会に、土地区画整理事業について学識経 験を有する者のうちから知事が選任する委員を置く。
- 2 前項の委員に欠員を生じた場合においては、知事 は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

#### (委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。

# <u>(</u>予備委員)

第11条 審議会に、予備委員を置く。

- 2 予備委員は、委員 (第9条第1項の委員を除く。 以下第14条までにおいて同じ。)のうち、宅地所有 者から選挙される委員及び借地権者から選挙される 委員それぞれについて置くものとする。
- 3 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙す べき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数 の半数以内とする。
- 4 予備委員の決定等については、土地区画整理法施 行令 (昭和30年政令第47号。以下「令」という。)

第35条から第40条までの規定の例による。

## (立候補制)

第12条 委員は、候補者のうちから選挙する。

#### (委員又は予備委員の必要得票数)

第13条 委員に当選し、又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

# (予備委員からの補充)

- 第14条 委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち 得票数の多い者から順次補充する。この場合におい て、得票数が同じであるときは、知事がくじで定め る。
- 2 知事は、前項の規定により委員を補充した場合は、 直ちにその補充した委員の氏名及び住所(法人にあっ ては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告 するとともに、その者に対して委員に補充した旨を 通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による委員の補充は、前項の公告が あった日からその効力を生ずる。

# (委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者 から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの定数の 3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第79号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年鳥取県条例第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改正前
(/= ** o *  TD >	
(行為の制限)	(行為の制限)
第2条 略	第2条 略
2 国又は県の機関 (次に掲げる公団等を含む。以下	2 国又は県の機関 (次に掲げる公団等を含む。以下
この項において同じ。) が行う行為については、前	この項において同じ。) が行う行為については、前
項の許可を受けることを要しない。この場合におい	項の許可を受けることを要しない。この場合におい
て、当該国又は県の機関は、その行為をしようとす	て、当該国又は県の機関は、その行為をしようとす
るときは、あらかじめ、知事に協議しなければなら	るときは、あらかじめ、知事に協議しなければなら
ない。	ない。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
	(3) 日本道路公団
<u>(3)</u> 略	<u>(4)</u> 略
(4) 略	<u>(5)</u> 略
(5) 略	<u>(6)</u> 略
(6) 略	<u>(7)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(8)</u> 略
(8) 略	<u>(9)</u> 略
(9) 略	<u>(10)</u> 略
(10) 略	<u>(11)</u> 略
3 略	3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善博

# 鳥取県条例第80号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例 (昭和54年鳥取県条例第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に 対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。) が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しな い場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存 在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び項並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正

部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び項の表示並びに追加条項等を除 く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対 応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下「改正表」という。) に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、 改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

> 改正前 改正後

## (指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の 団体であって、知事が指定するもの (以下「指定管 理者」という。) に、別表第1に掲げる公園 (以下 「指定管理者管理公園」という。) ごとに、当該公園 の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理 者管理公園の管理に関する業務 (次に掲げる業務を 除く。)を行わせるものとする。
  - (1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する 業務
  - (2) 第7条第1項及び第2項の許可
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理 に関する業務のうち知事のみの権限 (法の規定に よる公園管理者の権限を含む。) に属する業務

#### (指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立 布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定する ものとする。

#### (指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園の利用時間は、指定管理

者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日は、指定管理者があ らかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

第7条 略

(有料公園施設の利用の許可)

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当│第3条の2 別表第1に定める公園施設を利用しよう たって当該施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」 という。) を徴収する施設 (以下「有料公園施設」 という。) は、指定管理者があらかじめ知事の承認 を得て定める。
- が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しない こととした施設を一般利用の方法で使用する場合を 除く。) 又は指定管理者が知事の承認を得て別に定 める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指 定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可 を受けなければならない。許可を受けた事項を変更 しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」 という。) をしなければならない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
  - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは 汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の 管理上支障があるものとして規則で定める場合に 該当するとき。
- 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要 があると認めるときは、利用許可に条件を付するこ とができる。

(行為の制限)

第3条 略

(公園施設等の利用の許可)

- とする者 (鳥取県立布勢総合運動公園の球技場、補 助競技場若しくは多目的広場又は鳥取県立東郷湖羽 合臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方 法で利用しようとする者を除く。) 又は運動用器具 その他知事が別に定める設備を利用しようとする者 は、規則で定めるところにより、知事の許可を受け なければならない。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者 2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用す る。

(許可の特例)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第│第4条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第 3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可 に係る事項については、第7条第1項又は第2項の 許可を要しない。

## (措置命令等)

- 第10条 知事 (指定管理者管理公園にあっては、指定 │ 第5条 知事は、都市公園の損壊その他の理由により 管理者)は、都市公園の適正な管理を図るため必要 があると認めるときは、都市公園を利用する者に対 し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事 (指定管理者管理公園にあっては、指定管理 者) は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれ のある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又 は都市公園からの退去を命ずることができる。
- 3 指定管理者は、法又はこの条例に規定する知事の 許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第 1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取 消しその他の処分を求めることができる。

#### (利用許可の取消し)

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者 (以下 「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当す ると認めるときは、利用許可を取り消すことができ る。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。
  - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
  - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
  - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受け たとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理 公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそ れのあるとき。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項) 第12条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更) 第13条 略

(許可の特例)

3項又は前条の許可を受けた者は、当該許可に係る 事項については、第3条第1項又は第2項の許可を 要しない。

#### (利用の禁止又は制限)

その利用が危険であると認める場合又は都市公園に 関する工事のためやむを得ないと認める場合におい ては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を 防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁 止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項) 第6条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更) 第7条 略

#### (使用料)

くは第3項の許可を受けた者(法第9条の規定によ り知事と協議が成立した者を含む。) 又は第7条第 1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、 規則で定めるところにより、別表第3に定める額の 使用料を徴収する。

## 2 略

第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消 したときその他規則で定めるときは、その全部又は 一部を返還することができる。

# (利用料金)

- 第15条 利用料金は、別に定めるところにより、指定 管理者にその収入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

## (利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。

# (監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認|第9条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、 めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を 取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更 することができる。

#### (使用料及び利用料金)

- 第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若し | 第8条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若し くは第3項の許可を受けた者(法第9条の規定によ り知事と協議が成立した者を含む。) 又は第3条第 1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、 規則で定めるところにより、別表第3に定める額の 使用料を徴収する。
  - 2 第3条の2の許可を受けた者 (鳥取県立東郷湖羽 合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者を除く。) に対しては、規則で定めるところにより、別表第4 に定める額の使用料を徴収する。
  - 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許 可を受けた者については、第11条の規定に基づき当 該公園の管理の委託を受けた者 (以下「管理受託者」 という。) があらかじめ知事の承認を受けて定める 当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。) を、当該管理受託者に、その収入として収受させる。

# 4 略

- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条 $\mid$  5 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条 第2項又は次条第2項の規定により許可を取り消し たときその他規則で定めるときは、その全部又は一 部を返還することができる。
  - 6 前2項の規定は、第3項の規定により管理受託者 が収受する利用料金について準用する。

## (監督処分)

この条例の規定によってした許可を取り消し、その 効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行 為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第7条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたと (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定 き。
- (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないと き。
- (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許 可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にお 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、 いては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受 けた者に対して、前項に規定する処分をすること ができる。

(1)~(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 略

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合において │ 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合において は、速やかに、その旨を知事に届け出なければなら ない。

(1)~(4) 略

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第 1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた 者がその命ぜられた措置を完了したとき。

命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に 違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違 反した者
- による許可を受けた者
- この条例の規定による許可を受けた者に対して、前 項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な 措置を命ずることができる。

(1)~(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の2 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 略

(届出)

は、速やかに、その旨を知事に届け出なければなら ない。

(1)~(4) 略

(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命 ぜられた工事を完了したとき。

(管理の委託)

第11条 知事は、別表第5に定めるところにより、都 市公園の保全及び利用者の応接に関する事務を委託 する<u>。</u>

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条ま | 第12条 | 第 6 条から第 8 条まで及び第 9 条の | 2 から第 域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 略

(罰則)

以下の過料に処する。

- (1) 略
- 条第1項各号に掲げる行為をした者
- は指定管理者の命令に違反した者

第26条 略

第27条 略

別表第1 (第3条関係)

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。)
- 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。)

別表第2 (第12条関係)

別表第3 (第14条関係)

(2/3)	121/12/	,			
			使	用 #	4
				金	額
					非課税と
X	分		非説	₹税と	される公
	Л	単位	され	こる公	園施設の
			園旅	施設の	設置等以
			設置	等	外の設置
					等

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

での規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区 10条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園 予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第13条 略

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円 │ 第14条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の 過料に処する。

- (1) 略
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同 (2) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して同 条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又 (3) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違 反して都市公園を利用した者
  - (4) 第9条第1項又は第2項の規定による知事の 命令に違反した者

第15条 略

第16条 略

別表第1 (第3条の2関係)

 (-1	
名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総	陸上競技場 野球場 球技場
合運動公園	補助競技場 テニス場 鳥取県
	民体育館 多目的広場
鳥取県立東郷湖	あやめ池スポーツセンター 東
羽合臨海公園	郷湖カヌーセンター テニスコー
	ト 屋根のある多目的広場 燕
	趙園

別表第2 (第6条関係)

別表第3 (第8条関係)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,		
		使 用 #	14
		金	額
			非課税と
₩ /\		非課税と	される公
区分	単位	される公	園施設の
		園施設の	設置等以
		設置等	外の設置
			等

1 1	l .				Ì
法第	公園方	色設の	1 平方	1,050円	1,102円
5条	設置		メート		
第1			ルにつ		
項の			き1年		
許可	公園	通勤	1 平方	使用の許可	丁を受ける
	施設	等の	メート	者の受益の	D程度、近
	の管	ため	ルにつ	傍類似のコ	上地の賃貸
	理	の駐	き1月	料等を勘算	えして知事
		車場		が別に定め	りる額
		とし			
		て管			
		理す			
		る場			
		合			
		その	1 平方		1,330円
		他の	メート		
		場合	ルにつ		
			き1月		
略					

備考 略

		I.	i i	
法第	公園施設の	1 平方	1,050円	1,102円
5条	設置	メート		
第1		ルにつ		
項の		き1年		
許可	公園施設の	1 平方		1,330円
	管理	メート		
		ルにつ		
		き1月		
略				

備考 略

# 別表第4 (第8条関係)

# 1 施設使用料

# (1) 鳥取県立布勢総合運動公園

[	X	分	`		単位	金額
	一般利用	一般,	Į.		1人 1回 につ き	160円
グラ ウン ド	専用	営を的しい合利目とな場	入料のこにすも(下入料とうを収な場そ他れ類るの以「場割いう徴しい	幼児中校しは等校生又学(下学等とう児童学若く高学の徒は生以「生」い。	1時につき	1,900円
			<i>ප්</i> ස්.	一般人	1時 間に	2,600円

22	平成17年10月18日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第159号
----	-------------	-----	---	---	---	---	---	-----------

	つき						
9,900円	1時 間に つき	学生 等	入場 料等 を徴				
13,200円	1時 間に つき	一般人	収す ると き。				
39,800円	1時 間に つき	収し	入場 を徴 ない。	営利 を目 的と			
53,100円	1時 間に つき	収す	入場 を徴 ると	nc する 場合			
30円	1人 1回 につ き		Ι.	一般,	一般利用	屋内練習	陸上 競技
300円	1時 間に つき			利用	専用和	場	場
110円	1人 1回 につ き	一般人	月利 によ いで	回は用ら利場数1券な用合			
1,100円	回数 券11 枚に つき	一般人	利用	回数 より する <sup>は</sup>	一般利用	トレ ーニ ング ルー	
720円	1人 につ き	一般人		1 券利場		Д	
600円	1時 間に つき				専用和		
1,740円	1時 間に つき				开修室	第14	
570円	1時 間に つき				开修室	第24	
440円	1時 間に つき				开修室	第34	
270円	1時 間に つき				会議室	第14	
380円	1時 間に つき				会議室	第2名	

	放送3	室				1時 間に つき	360円
		プロ	入場 料等 を徴	学生等	等	1時 間に つき	1,700円
		野球以外の野	収し ない とき。	一般,	٨.	1時 間に つき	2,300円
	グラ ウン ド	球ソントボー	入場 料等 を徴	学生等	等	1時 間に つき	3,500円
		ル	収す ると き。	一般人	Ų.	1時 間に つき	4,800円
		プロ野	野球			1時 間に つき	47,400円
野球場	屋内は	 屋内ピッチング場					80円
	大会证	軍営室				1時 間に つき	410円
	第16	开修室				1時 間に つき	230円
	第2	开修室				1時 間に つき	190円
	放送3	室				1時 間に つき	360円
	スコ	アボー	۲			1時 間に つき	360円
				入場 料等 を徴	学生等	1時 間に つき	900円
	営利	を目的	」とし	収し ない とき。	一般人	1時 間に つき	1,300円
球技場	ないは			入場 料等 を徴	学生	1時 間に つき	4,900円
				収す ると き。	一般人	1時 間に つき	6,600円
	<b>学</b> 利:	を目的	ュレオ	を徴	料等 収し とき。	1時 間に つき	19,900円

1085					ι		- 7
26,500円	1時 間に つき	入場料等を徴収するとき。		À	る場合		
700円	1時 間に つき				学生等	補助	
900円	1時 間に つき			(	一般人	競技場	
600円	1コート 1時 でき		٢	スコー	テニス		
780円	1時 間に つき			重営室	大会道	テニス場	
330円	1時 間に つき			<u> </u>	研修室		
60円	1人 1回 につ き	λ	一般力	一般利用			
2,900円	全面 1時 間に つき						
1,400円	2 の 面 時 に き	入場料等	¥ 7.1				
900円	3 の 面 時 に き	を徴収しないとき。	営を的しい場	専用利用	メイ ンア リー ナ		
700円	4 の 面 時 に き		合				
5,800円	全面 1時 間に うき	入場料等を徴収するとき。					
101,500円	全面 1時						

	間に つき																		
50,700円	2分 の 面 時 に き	収し	入場料等を徴収しないとき。																
145,000円	全面 1時 間に つき		入場を徴ると																
700円	全面 1時 間に つき			営を的しい合営を利目とな場利目とな場															
300円	2 分 1 1 間 に き	収し	入場をいる																
1,400円	全面 1時 間に つき		入場を徴ると			専用利用	サブ アリ ーナ	鳥取 県民 体館											
24,500円	全面 1時 間に つき		入場を徴ない。																
35,000円	全面 1時 間に つき		入場 を徴 ると	的とする場合															
290円	1人 1回 につ き	一般		は 1	・レニー般 一般 ・グ	- 二 利用 ノグ レー	一般 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日												
2,900円	回数 券11 枚に つき	一般	利用	回数 より する <sup>は</sup>				利用よ	トレ ーニ ング ルー										
1,920円	1人 につ き	一般人		1 券利場			4	4	Д										
1,700円	1時 間に つき		専用利用																
670円	全室 1時																		

		間につき	
	第1研修室	3分 の 室 時 に き	220円
	第2研修室	1時 間に つき	450円
	第3研修室	1時 間に つき	640円
	第 4 研修室	1時 間に つき	640円
	視聴覚室	1時 間に つき	440円
	放送室	1時 間に つき	330円
多目	学生等	1時 間に つき	700円
的広 場	一般人	1時 間に つき	900円

# (2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

		X	分	<b>\</b>	単位	金 額	
		一般利用	一般,	L.	1人 1回 につ き	70円	
					入場料等	全面 1時 間に つき	800円
			専用利用	営を的しい合	を徴収しないとき。	2 の 面 間 に き	400円
				入場料等を徴収するとき。	全面 1時 間に つき	1,600円	
あや				入場料等を徴収しないとき。	全面 1時 間に	25,500円	

め池			営利			つき	
スポ ーツ セン			を目的とる場合		料等収すき。	全面 1時 間に つき	38,400円
ター			は 1 用券 らな	券月にいす てる	一般人	1人 1回 につ き	110円
	トレ ーニ ング ルー	一般利用		券 に 利 用 場合	一般人	回数 券11 枚に つき	1,100円
	<b>L</b>		券に	利用 より する	一般人	1人 につ き	720円
		専用を	利用			1時 間に つき	600円
	研修	室				1時 間に つき	560円
東郷 湖カ ヌー	カヌ-	一艇庫	1艇 1月 につ き	1,500円			
センター	研修	室				1時 間に つき	540円
テニ	スコー	٢				1 ート 1 時 間 つき	600円
						全面 1時 間に つき	2,300円
屋のる目広根あ多的場	のあ る <i>多</i> 営利を目的と 目的	としない場合			2分 の1 面間 にき	1,100円	
14-70					3 分 1 1 間 に き	700円	

全面 1時 間に つき

## 備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若 しくは1月未満であるとき、又は利用時間若 しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未 満の端数があるときは、1時間又は1月とし て計算するものとする。
- 2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場の グラウンド、野球場のグラウンド、球技場若 しくはテニス場のテニスコート若しくは鳥取 県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若し くは屋根のある多目的広場を利用する場合に おいて夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布 勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインア リーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県 立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセ ンターの体育室を専用利用の方法で利用する 場合において知事が必要と認める照度以上の 照明をしたときは、この表に定める使用料の 額に知事が別に定める額を加算するものとす る。
- 3 鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後 6時まで又は午後6時から午後10時まで
  - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から 午後10時まで又は午前9時から午後10時ま で
- 2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が定める額

#### 別表第5 (第11条関係)

名 称	委 託 先				
鳥取県立布勢総合運動	財団法人鳥取県体育協会				
公園					
鳥取県立鳥取駅前風紋	財団法人鳥取市公園・ス				
広場	ポーツ施設協会				
鳥取県立東郷湖羽合臨	財団法人鳥取県観光事業				
海公園	寸				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手 続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相 当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第81号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例 (平成10年鳥取県条例第25号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 (以下「削除条」という。) を削り、移動 後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。) に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。) が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、 当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67	第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67

号。以下「法」という。) 第244条の2第1項の規定 に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及 び管理に関する事項について定めることを目的とす

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、自然ふれあ い館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。
  - (1) 自然ふれあい館の施設設備の維持管理に関す る業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、自然ふれあい館の 管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属す る事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間 は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する 年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が4 月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第5条 自然ふれあい館の開館時間は、指定管理者が あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 自然ふれあい館の休館日は、指定管理者があらか じめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

はならない。

(1)~(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行 (4) その他知事が別に定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの それのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を 拒み、又は自然ふれあい館からの退去を命ずること ができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、自然ふれあい館の適正な管理 | 第4条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図る

号) 第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立 氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項 について定めることを目的とする。

(行為の制限等)

第6条 自然ふれあい館においては、次の行為をして│第3条 自然ふれあい館においては、次の行為をして はならない。

(1)~(3) 略

- ある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むこ とができる。

(措置命令)

を図るため必要があると認めるときは、自然ふれあ | ため必要があると認めるときは、自然ふれあい館を

い館を利用する者に対し、必要な措置を命ずること
利用する者に対し、必要な措置を命ずることができ ができる。

る。

\_(管理の委託)\_

第5条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥 取県観光事業団に委託する。

(規則への委任)

第8条 略

(規則への委任)

第6条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。) 第3条の 規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の規定により された行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

	32	平成17年10月18日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第159号	
ſ										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
١										